

政令第 号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令

内閣は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三条第二項、第三項及び第六項、第九条第一項、第三十八条第二項及び第三項、第五十条第二項及び第七項、第五十八条第六項、第六十一条並びに附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由）

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 銀行等（法第二条に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又はその子会社等（法第三条第一項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を全部又は一部の当事者とする合併をすること。
- 二 銀行等又はその子会社等を当事者とする分割をすること。
- 三 銀行等又はその子会社等を当事者とする営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをすること。
- 四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令（法第三条第一項に規定する主務省令をいう。）で

定める理由があること。

五 株式の市場価格の上昇その他の予見し難い事由により、銀行等及びその子会社等が、法第三条第一項に定めるところにより合算して、その株式等保有限度額（同項に規定する株式等保有限度額をいう。）を超える額の株式等を保有すること。

（外国銀行支店に関する読替え）

第二条 法第三条第三項の規定による外国銀行支店（同項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第一項	銀行等及びその子会社等（子会社その他の当該銀行等と主務省令（前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については内閣府令・農	外国銀行支店

	<p>第三条第二項</p>	
<p>林水産省令。以下この項及び次条において同じ。）で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>	<p>（主務省令で定めるものを除く。） その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「株式会社」という。） については、主務省令で定めるところにより合算して</p>	<p>当該銀行等及びその子会社等 銀行等及びその子会社等 （前条第一号、第二号及び第四号に</p>
	<p>（主務省令（内閣府令をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。） その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「株式会社」という。）については</p>	<p>当該外国銀行支店 外国銀行支店 （内閣総理大臣をいう。</p>

	掲げる者については内閣総理大臣、 同条第三号に掲げる者については農 林水産大臣及び内閣総理大臣。
--	--

(銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社に関する読替え)

第三条 法第三条第六項の規定による同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の準用についての技術
的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第一項	主務省令（前条第一号、第二号及び 第四号に掲げる者については内閣府 令、同条第三号に掲げる者について は内閣府令・農林水産省令。	主務省令（内閣府令をいう。
第三条第二項	(前条第一号、第二号及び第四号に 掲げる者については内閣総理大臣、	(内閣総理大臣をいう。

同条第三号に掲げる者については農
林水産大臣及び内閣総理大臣。

(特別株式買取り以外の株式の買取り)

第四条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める株式の買取りは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）から株式（法第十九条第二項第二号に規定する株式をいう。以下この条において同じ。）の買取りを行おうとする者（次号において「株式買取希望者」という。）の申込みに応じて、機構が会員に対して当該株式の売却の申込みをすることを勧誘すること
- 二 機構が前号の勧誘を受けて株式の売却の申込みをした会員から買い取る当該株式を株式買取希望者に対して直ちに処分することが予定されていること。

(店頭売買有価証券)

第五条 法第三十八条第三項に規定する政令で定める株式は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。

(借入金及び債券発行の限度額)

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、二兆円とする。

(機構債券の形式)

第七条 銀行等保有株式取得機構債券(以下「機構債券」という。)は、無記名利札付きとする。

(機構債券の発行の方法)

第八条 機構債券の発行は、募集の方法による。

(債券総額払込み前の新たな機構債券の発行)

第九条 機構は、前に募集した機構債券の総額の払込み前でも、更に機構債券を発行することができる。

(機構債券申込証)

第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券申込証にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構債券の名称

- 二 機構債券の総額
- 三 各機構債券の金額
- 四 機構債券の利率
- 五 機構債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 機構債券の発行の価額
- 八 無記名式である旨
- 九 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十一 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号
（機構債券の引受け）

第十一条 前条の規定は、地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

(機構債券の成立の特則)

第十二条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも、機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

(機構債券の払込み)

第十三条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 機構は、主たる事務所に機構債券原簿を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 機構債券の発行の年月日

二 機構債券の数及び番号

三 第十条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四 社債等登録法に規定する登録に関する事項

五 元利金の支払に関する事項

(機構債券の利札が欠けている場合)

第十六条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りではない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(機構債券の発行の認可)

第十七条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならぬ。

- 一 機構債券の発行を必要とする理由
 - 二 第十条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項
 - 三 機構債券の募集の方法
 - 四 機構債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第二号に掲げる事項を除くほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとする機構債券申込証
 - 二 機構債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
 - 三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

(内閣府令・財務省令への委任)

第十八条 第七条から前条までに定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

〔課税の特例〕

第十九条

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十条 法第六十一条に規定する政令で定める権限は、法第十六条第二項の規定による設立の認可及び法第五十六条の規定による法第十六条第二項の設立の認可の取消しとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年一月四日）から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、平成十六年九月三十日から施行する。

（株式等保有限度額に乗じる数）

第二条 法附則第二条第一項に規定する政令で定める数は、一・五とする。

- 2 法附則第二条第二項に規定する株式等保有限度額（法第三条第一項に規定する株式等保有限度額をいう。）に乗じる政令で定める数は、二とする。
- 3 法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第一項の政令で定める数は、一・五とする。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第三条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。
別表漁業協同組合整備基金の項の次に次のように加える。

銀行等保有株式取得機構	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 解散の事由
-------------	--------------------------------------	--------------------------------------

（金融庁組織令の一部改正）

第四条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二条の次に次の二条を加える。

(総務企画局の所掌事務の特例)

第二条の二 総務企画局は、第二条に規定する事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。

(検査局の所掌事務の特例)

第二条の三 検査局は、第三条各号に掲げる事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の検査に関する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第三号中「第三条各号」とあるのは、「第三条各号及び附則第二条の三前段」とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(総務企画局信用課の所掌事務の特例)

第五条の二 総務企画局信用課は、第十三条各号に掲げる事務のほか、法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、附則第二条の二に規定する事務をつかさどる。

(財務省組織令の一部改正)

第五条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

附則第四条中「附則第二条」を「附則第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（大臣官房信用機構課の所掌事務の特例）

第四条の二 大臣官房信用機構課は、第二十条各号に掲げる事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。